

# 大野郡 5 町 2 村

# 合併協議会だより

Vol. **6**  
January . 2004

三重町・清川村・緒方町・朝地町・大野町・千歳村・犬飼町

## 経過報告

### 協定項目の確認再開



第6回大野郡5町2村合併協議会が12月25日、フレッシュランドみえ（三重町大原総合体育館）研修室で開催されました。

前回協議会で提案された「新市の事務所の位置について」等の6項目の合併協定項目が確認されました。また、「町名・字名の取扱いについて」等の12項目の合併協定項目が提案されました。

### 清川村中央公民館で開催



第7回大野郡5町2村合併協議会が1月15日、清川村中央公民館大集会室で開催されました。

前回協議会で提案された「町名・字名の取扱いについて」等の12項目の合併協定項目が協議され10項目が確認されました。また、「新市名の名称について」の協議が行われ確認されました。提案事項は「行政区の取扱いについて」等の3項目の合併協定項目が提案されました。

期 日	行 事
12月10日(水)	民生作業部会（国保）
12月11日(木)	まちづくりプロジェクト 民生作業部会（衛生）
12月12日(金)	教育長会
12月15日(月)	民生専門部会 まちづくりプロジェクト 情報システム現地調査（清川・朝地）
12月16日(火)	企画専門部会 情報システム現地調査（朝地・広域連合）
12月17日(水)	森林組合と打合せ 情報システム現地調査（大野・千歳）
12月18日(木)	第5回幹事会 情報システム現地調査（大野・千歳）
12月19日(金)	情報システム現地調査（三重・緒方）
12月22日(月)	まちづくりプロジェクト 情報システム現地調査（三重・緒方）
12月24日(水)	総務専門部会 幹事会・財政課長・財政担当者会議 保健師会に参加 文教専門部会 まちづくりプロジェクト 情報システム現地調査（三重・緒方）
12月25日(木)	<b>第6回協議会</b> 第12回町村長連絡会 情報システム現地調査（犬飼）
12月26日(金)	新市名候補選定小委員会
1月5日(月)	消防事務協議（竹田直入地域市町合併協議会）
1月6日(火)	第13回町村長連絡会
1月7日(水)	民生作業部会（健康づくり）
1月8日(木)	第6回幹事会
1月9日(金)	建設作業部会 議員定数等検討小委員会 産業作業部会
1月13日(火)	文教専門部会 総務作業部会（消防） 第14回町村長連絡会
1月14日(水)	建設作業部会 産業専門部会 民生作業部会（障害者福祉） まちづくりプロジェクト
1月15日(木)	<b>第7回協議会</b>
1月16日(金)	まちづくり委員交流会 建設作業部会
1月19日(月)	企画専門部会
1月20日(火)	新市名候補選定小委員会 まちづくりプロジェクト 建設作業部会 5町2村農業委員会長会

# 第6回合併協議会

12月25日、三重町大原総合体育館2階研修室において、第6回合併協議会を開催しました。

はじめに、委員の交代に伴う委嘱状の交付が行われ、次のことについて報告・協議・確認・提案等ありました。

## 【報告事項】

● 報告第17号 ●

大野郡5町2村合併協議会専門部会規程の一部改正について  
▽関係町村の人事異動により専門部会規程の一部改正が報告されました。

## 【協議事項】

協議された次の事項については、次のとおり確認されました。

(継続協議)

● 協議第6号 ●

新市の事務所の位置について

(協定項目第4号)

● 協議第7号 ●

議員の定数及び任期の取扱いについて

(協定項目第6号)

● 協議第8号 ●

慣行の取扱いについて (協定項目第20号)

● 協議第10号 ●

男女共同参画の取扱いについて

(協定項目第22号)

(新規協議)

● 協議第11号 ●

地方税の取扱いについて (協定項目第8号)

● 協議第12号 ●

● 協議第13号 ●

一般職の職員の身分の取扱いについて (協定項目第9号)

## 【提案事項】

提案された事項については、次の協議会で協議されます。

● 協議第9号 ●

町名・字名の取扱いについて

(再提案) (協定項目第19・2号)

● 協議第13号 ●

財産の取扱いについて (協定項目第5号)

● 協議第14号 ●

● 協議第15号 ●

特別職の身分の取扱いについて

(協定項目第12号)

● 協議第15号 ●

条例・規則等の取扱いについて

(協定項目第13号)

● 協議第16号 ●

事務組織及び機構の取扱いについて (協定項目第14号)

● 協議第17号 ●

一部事務組合等の取扱いについて (その1) (協定項目第15・1号)

● 協議第18号 ●

国民健康保険事業の取扱いについて (協定項目第24号)

● 協議第19号 ●

● 協議第20号 ●

介護保険事業の取扱いについて (協定項目第25号)

● 協議第20号 ●

● 協議第21号 ●

衛生事業の取扱いについて (協定項目第30号)

● 協議第21号 ●

● 協議第22号 ●

環境対策事業の取扱いについて (協定項目第40号)

● 協議第22号 ●

社会福祉協議会の取扱いについて (その1) (協定項目第49号)

● 協議第23号 ●

学校教育事業の取扱いについて (その1) (協定項目第46号)

● 協議第23号 ●

● 協議第23号 ●

● 協議第23号 ●

## 新合併協議会委員紹介

### 朝地町議会議長

(新) 浅野 益 美

(旧) 毛利 國 彦

## 【確認された協定項目】

### 協議第6号 新市の事務所の位置について (協定項目第4号)

- ①新市の事務所は、三重町に置く。
- ②大野郡5町2村が合併を目指す平成17年3月31日までは新庁舎の建設が不可能であることから、当面は、現三重町役場庁舎を新市の事務所とする。
- ③新市の事務所については、本庁方式とするが、現三重町役場庁舎は老朽化しており、本庁機能を全て備えることが極めて困難であるため、新庁舎完成までのおおよそ5年間は、暫定的な本庁方式を採用する。
- ④支所については、当面、総合支所方式とし、本庁舎完成後も住民サービスの維持向上の観点からその機能の充実に努める。
- ⑤新庁舎の建設候補地については、小委員会を設置し、専門的、具体的に調査・検討する。
- ⑥小委員会の報告をまって、協議会で最終決定する。

### 協議第7号 議会の定数及び任期の取扱いについて (協定項目第6号)

- ①議員の定数及び任期の取扱いについては、小委員会を設置し、具体的に調査、検討する。
- ②小委員会の報告をまって、協議会で最終決定する。

### 協議第8号 慣行の取扱いについて (協定項目第20号)

- ①市章、市木、市花、憲章等については、新市において速やかに定める。
- ②宣言については、現行の宣言を尊重し、新市において新たに定める。
- ③慣例の各種行事については、原則として現行のとおりとするが、新市において調整する。
- ④表彰については、新市に移行後、速やかに制度化を図る。

### 協議第10号 男女共同参画の取扱いについて (協定項目第22号)

男女共同参画社会実現に向け、合併後速やかに条例の制定、計画の策定及び事業の推進に努める。

## 協議第11号 地方税の取扱いについて（協定項目第8号）

大野郡5町2村で差異のある税については、次のとおり取扱うものとする。

- ①個人町村民税の納期については、地方税法及び市町村税条例準則の定める納期による。
- ②法人町村民税の税率については、地方税法314条の6により100分の12.3とする。
- ③三重町の課税標準の特例については、新市において不均一課税として設ける。
- ④固定資産税の納期については、地方税法及び市町村税条例準則に定める納期による。
- ⑤新市の土地評価の方法については、路線価式評価法及びその他宅地評価法とする。
- ⑥軽自動車税の納期については、地方税法及び市町村税条例準則に定める納期による。
- ⑦ナンバープレートの再交付弁償金については、三重町の例による。
- ⑧臨時運行許可事務及び手数料については、三重町、大野町、千歳村、犬飼町の例による。
- ⑨特別土地保有税の免税点については、5,000㎡とする。
- ⑩入湯税については、新市においても設ける。
- ⑪都市計画税については、新市においても設ける。
- ⑫納期前納付に対する報奨金の交付率は、100分の0.5とする。
- ⑬納付前納付に対する報奨金の対象となる納期については、三重町、大野町の例による。
- ⑭納期前納付に対する報奨金の交付限度額は、三重町の例による。
- ⑮納税組合制度・納税組合助成金については、合併時に廃止する。
- ⑯納税通知の方法（個人町村民税・固定資産税・軽自動車税）については、新市において自治会長（仮称）の公務として行う。
- ⑰納税方法については、口座振替制度を採用する。

## 協議第12号 一般職の職員の身分の取扱いについて（協定項目第9号）

- ①一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。  
職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- ②職員の職の設置並びに職名については、人事管理及び職員の処遇の観点から、合併時に調整し、統一する。
- ③職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から新市の基準を調整し、統一を図る。級別標準職務分類表について、合併時に新市の基準を調整し、統一する。  
なお、現職員については、現給を保障し、合併後速やかに給料の格差是正を行うものとする

## 【提案された協定項目】

### 協議第9号（再提案） 町名・字名の取扱いについて（協定項目第19-2号）

- ①町及び字の区域については、現行のとおりとする。
- ②住所の表示は、「大字」の字句を削除することとし、新市の名称に続く町名・大字名については、合併前に統一を図る。
- ③番地と枝番の間の「の」は、表記しないこととする。

### 協議第13号 財産の取扱いについて（協定項目第5号）

- ①5町2村の所有する財産、公の施設及び債務はすべて新市に引き継ぐ。なお、合併までの残された期間、新市の財政運営を展望し適正な財政執行に努めるとともに基金の活用については、最少限にとどめ、必要な保有額の確保に努める。
- ②大野郡5町2村が所有する山林については、すべて新市に引き継ぐ。なお、関係町村が締結している分収林契約についても新市に引き継ぐものとする。

### 協議第14号 特別職の身分の取扱いについて（協定項目第12号）

特別職の職員（市議会議員、農業委員会委員は除く）については、その設置、人数、任期、報酬について、法令等の定めるところに従い、次のように調整する。

- ①市長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに合併までに調整する。
- ②教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員及び監査委員の人数、任期については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行の報酬額及び同規模の自治体の例をもとに合併までに調整する。  
公平委員会については、新市において、設置するか他の団体に事務委託するか合併までに調整する。
- ③審議会、委員会等の附属機関については、5町2村すべてに設置されていて、新市において引き続き設置する必要のあるものについては、原則として統合する。  
1町村ないし複数町村に設置されているものは、合併後速やかに調整する。委員数、任期、報酬額等は現行の制度のもとに調整する。
- ④その他の特別職については、新市において引き続き設置する必要のあるものは、現行の任期、報酬額等をもとに調整し、合併時に設置する。

### 協議第15号 条例、規則等の取扱いについて（協定項目第13号）

条例、規則等は、「条例・規則等の整備方針（案）」により次のとおり制定する。

- ①5町2村同一の条例・規則等は原則として現行のとおりとする。
- ②類似、相違しているもの及び、1町村又は複数町村に制定されているものについては、速やかに統一を図ることとし、事

- 務事業に支障のないよう適切な措置を講ずるものとする。  
③合併協議会で確認された事項については、それぞれの調整方針に従って整理する。

## 協議第16号 事務組織及び機構の取扱いについて（協定項目第14号）

(1) 新市における組織及び機構の調整方針（案）は次のとおりとする。ただし、新市においては常にその組織及び運営の見直し、効率化に努め、規模等の適正化を図るものとする。

〔新市行政組織・機構整備方針〕（案）

### ◎ 総括方針

新市における行政組織・機構は次により整備するものとする。

新市における行政組織・機構については、合併の趣旨をふまえ合併の効果を最大限に生かすため、出来る限り組織・機構の統合一元化を進める必要がある。このため合併時における行政組織・機構については、次の事項を基本として整備するものとする。

- ①新市移行後も住民サービスの低下をきたさないように十分配慮した組織・機構
- ②市民が利用しやすく、市民の声を適正に反映することができる組織・機構
- ③新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構
- ④指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織・機構
- ⑤地方分権に柔軟に対応できる組織・機構
- ⑥新たな行政課題に速やかに対応できる組織・機構

### ◎ 個別方針

合併協定項目第4号「新市の事務所の位置について」の決定事項をふまえ、現在の7町村の庁舎を有効活用した事務組織及び機構とする。なお、具体的な事務組織・機構の編成については合併準備室（仮称）で行う。

(2) その他の附属機関の取扱いについては

- ①7町村とも設置されているものについては、原則として統合する。
- ②1町村のみに設置されているものについては、法令に基づくものや地域の特殊事情等を考慮し合併までに調整する。
- ③複数町村に設置されているものについては、新市において速やかに調整する。
- ④委員数、任期、報酬額等は現行の制度をもとに調整する。

## 協議第17号 一部事務組合等の取扱いについて（その1）（協定項目第15-1号）

一部事務組合等の取り扱い（その1）については、次のとおりとする。

- ①大分県町村職員退職手当組合については、合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に新たに加入する。
- ②大分県消防補償等組合については、合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に新たに加入する。
- ③大分県町村交通災害共済組合については、合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に新たに加入する。
- ④大分県市町村会館管理組合については、合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に新たに加入する。
- ⑤公平委員会については、新市において設置するか他の団体に事務委託するか合併までに調整する。

## 協議第18号 国民健康保険事業の取扱いについて（協定項目第24号）

- ①税率については、新市において統一する。ただし、具体的な税率は、合併直前の医療費の動向及び急激な負担増加の緩和を考慮して調整する。また、標準基礎課税総額の算定方式については、現行の四方式とする。
- ②軽減制度については、現行のとおりとする。  
（均等割、世帯割の7割、5割、2割）
- ③納期については、新市において10期を基本に統一する。ただし、本算定実施時期については、7月とする。
- ④保険給付事業については、現行のとおりとする。
- ⑤葬祭費については、新市において統一する。
- ⑥財政調整基金については、新市に3カ年間の保険給付費（老人保健拠出金及び介護納付金を含む）の平均額の5%以上持ち寄ることとする。ただし、現存する基金については、保有に努めることとする。
- ⑦高額療養費貸付については、現行のとおりとする。
- ⑧保険証の交付月については、合併時に統一する。
- ⑨国民健康保険運営協議会については、新市において新たに設置する。

## 協議第19号 介護保険事業の取扱いについて（協定項目第25号）

- ①第1号被保険者の保険料については、新市において定める。ただし、第2期介護保険事業計画期間の保険料は、従前のとおりとする。
- ②普通徴収の納期については、国保税の納期と同一とする。
- ③介護保険事業計画については、新市において新たに策定するものとする。ただし、第2期介護保険事業計画期間については旧町村の計画を調整し運用する。
- ④介護認定審査会の設置及び運営は、合併時において新たに統一する。

## 協議第20号 衛生事業の取扱いについて（協定項目第30号）

- ①し尿処理については、基本的に現行のとおりとする。

- ②墓地等の経営許可等については、現行のとおりとする。
- ③葬祭場については、合併時までには調整し新市において効率的な運営を図る。
- ④狂犬病予防に関する業務については、現行のとおりとする。

### 協議第21号 環境対策事業の取扱いについて（協定項目第40号）

- ①ごみの分別・収集については、基本的に現行のとおりとする。
- ②環境対策の各種制度等については、新たなものとして合併時までには調整する。ただし、調整のできないものについては、新市において調整する。

### 協議第22号 社会福祉協議会の取扱いについて（その1）（協定項目第49号）

社会福祉協議会については、それぞれの事情を尊重しながら、合併時に統合に向けて調整に努める。

### 協議第23号 学校教育事業の取扱いについて（その1）（協定項目第46号）

- ①小学校や中学校の通学区域の取扱いについては、当分の間現行どおりとする。  
ただし、新市において通学区域の検討を行う。
- ②学校給食の取扱いについては、次のとおりとする。  
〔調理場の建設〕調理場の建設については、著しく老朽化している調理場もあり、統合等も考慮しながら早急に検討する。  
〔献立と給食費の調整〕献立や給食費については、合併時までには調整する。  
〔給食方式の統一〕公会計を基本に調整する。

## 第7回合併協議会

1月15日、清川村中央公民館大集会室において、多くの傍聴者の出席のもと、第7回合併協議会を開催しました。



員等の報酬の額は、日額8,800円とする」が承認されました。

#### 【協議事項】

協議された次の事項については、次のとおり確認されました。しかし、2つの協定項目が継続協議となりました。また、新市名候補選定小委員会の決定事項の報告があり、「新市名募集要領」についても、確認されました。

#### （確認された協議）

● 協議第9号

町名・字名の取扱いについて（協定項目第19・2号）

● 協議第14号

特別職の身分の取扱いについて（協定項目第12号）

● 協議第15号

条例・規則等の取扱いについて（協定項目第13号）

● 協議第16号

事務組織及び機構の取扱いについて（協定項目第14号）

● 協議第17号

一部事務組合等の取扱いについて（その1）（協定項目第15・1号）

● 協議第19号

介護保険事業の取扱いについて（協定項目第25号）

● 協議第20号

衛生事業の取扱いについて（協定項目第30号）

● 協議第21号

環境対策事業の取扱いについて（協定項目第40号）

● 協議第22号

社会福祉協議会の取扱いについて（その1）（協定項目第49・1号）

● 協議第23号

学校教育事業の取扱いについて（その1）（協定項目第46・1号）

● 協議第24号

新市の名称について（その2）（協定項目第3・2号）

● 協議第13号

（継続となった協議）

● 協議第13号

財産の取扱いについて（協定項目第5号）

● 協議第18号

国民健康保険事業の取扱いについて（協定項目第24号）

● 協議第25号

行政区の取扱いについて（協定項目第21号）

● 協議第26号

学校教育事業の取扱いについて（その2）（協定項目第46・2号）

● 協議第27号

社会教育事業の取扱いについて（協定項目第48・1号）

#### 【提案事項】

提案された事項については、今回の協議会で協議されます。

● 協議第25号

行政区の取扱いについて（協定項目第21号）

● 協議第26号

学校教育事業の取扱いについて（その2）（協定項目第46・2号）

● 協議第27号

社会教育事業の取扱いについて（協定項目第48・1号）

● 協議第27号

社会教育事業の取扱いについて（協定項目第48・1号）

#### 【議案事項】

● 議案第12号

大野郡5町2村合併協議会公立医療施設総合検討専門委員会設置規程について

● 協定再開のための申し合わせ事項により承認されました。

● 議案第13号

大野郡5町2村合併協議会委員等の報酬及び費用弁償等に関する規程の一部改正について

● 専門的知識が必要と会長が認めた

▽「専門的知識が必要と会長が認めた

正について

▽「専門的知識が必要と会長が認めた

正について

#### 新合併協議会委員紹介

清川村議会議長

（新）江藤 秀明

（旧）森 義光

## 大野郡5町2村合併協議会公立医療施設総合検討専門委員会設置規程

(設置)

第1条 この規程は、大野郡5町2村合併協議会規約（以下「規約」という。）

第11条第2項の規定に基づき、過疎化、少子高齢化社会の進展や疾病構造の変化など、医療施設を取り巻く環境が著しく変化している中で、合併後、新市における緒方町国保総合病院及び清川村国民健康保険直営診療所（以下「公立医療施設」という。）の担うべき役割や機能及び経営のあり方等について総合的な調査検討を行うため、公立医療施設総合検討専門委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、専門的に調査検討する。

- (1) 公立医療施設の担うべき役割、機能に関する事項
- (2) 公立医療施設と他の医療施設との連携、機能分担に関する事項
- (3) 公立医療施設の診療体制に関する事項
- (4) 公立医療施設の経営のあり方に関する事項
- (5) 前各号に掲げる事項のほか会長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内とし、次に掲げる者のうちから会長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 医療関係者
  - (2) 受療関係者
  - (3) 学識経験者
  - (4) 行政関係者
  - (5) その他会長が必要と認める者
- 2 委員会に、委員長及び副委員長1名を置く。
  - 3 委員長及び副委員長は、会長が選任する。
  - 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する（会議）

第4条 委員会の会議は、委員長が招集しその議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議は、原則公開とする。ただし、委員の半数以上の賛同があるときは、公開しないことができるものとする。

4 会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって議事を進めるものとする。

5 会議資料の公開については、大野郡5町2村合併協議会会議運営規程第8条の規定を適用する。

(関係者の出席)

第5条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、関係者の出席を要請し、説明及び意見を求めることができる。

2 関係者が委員会に出席したときの報酬及び費用弁償については、大野郡5町2村合併協議会委員等の報酬及び費用弁償等に関する規程による。

(報告)

第6条 委員長は、委員会の協議経過及び結果について、規約第12条に定める町村長連絡会において大野郡5町2村合併協議会会長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、規約第14条第1項に規定する事務局において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 この規程は、平成16年1月20日から施行する。

## 【確認された協定項目】

### 協議第9号 町名・字名の取扱いについて（再提案）「協定項目第19-2号」

1. 町及び字の区域については、現行のとおりとする。
2. 住所の表示は、「大字」の字句を削除することとし、新市の名称に続く町名・大字名については、合併前に統一を図る。
3. 番地と枝番の間の「の」は、表記しないこととする。

### 協議第14号 特別職の身分の取扱いについて「協定項目第12号」

特別職の職員（市議会議員、農業委員会委員は除く）については、その設置、人数、任期、報酬について、法令等の定めるところに従い、次のように調整する。

- ①市長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに合併までに調整する。
- ②教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員及び監査委員の人数、任期については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行の報酬額及び同規模の自治体の例をもとに合併までに調整する。公平委員会については、新市において、設置するか他の団体に事務委託するか合併までに調整する。
- ③審議会、委員会等の附属機関については、5町2村すべてに設置されていて、新市において引き続き設置する必要があるものについては、原則として統合する。  
1 町村ないし複数町村に設置されているものは、合併後速やかに調整する。委員数、任期、報酬額等は現行の制度のもとに調整する。
- ④その他の特別職については、新市において引き続き設置する必要があるものは、現行の任期、報酬額等をもとに調整し、合併時に設置する。

### 協議第15号 条例、規則等の取扱いについて「協定項目第13号」

条例、規則等は、次の「条例・規則等の整備方針」により整備する。

- ①5町2村同一の条例・規則等は原則として現行のとおりとする。
- ②類似、相違しているものについては、速やかに統一を図ることとし、事務事業に支障のないよう適切な措置を講ずるものとする。
- ③1町村又は複数町村に制定されているものについては、新市において調整する。
- ④合併協議会で確認された事項については、それぞれの調整方針に従って整理する。

### 協議第16号 事務組織及び機構の取扱いについて「協定項目第14号」

- (1) 新市における組織及び機構の調整方針（案）は次のとおりとする。ただし、新市においては常にその組織及び運営の見

直し、効率化に努め、規模等の適正化を図るものとする。

〔新市行政組織・機構整備方針〕（案）

◎ 総括方針

新市における行政組織・機構は次により整備するものとする。

新市における行政組織・機構については、合併の趣旨をふまえ合併の効果を最大限に生かすため、出来る限り組織・機構の統合一元化を進める必要がある。このため合併時における行政組織・機構については、次の事項を基本として整備するものとする。

- ①新市移行後も住民サービスの低下をきたさないように十分配慮した組織・機構
- ②市民が利用しやすく、市民の声を適正に反映することができる組織・機構
- ③新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構
- ④指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織・機構
- ⑤地方分権に柔軟に対応できる組織・機構
- ⑥新たな行政課題に速やかに対応できる組織・機構

◎ 個別方針

合併協定項目第4号「新市の事務所の位置について」の決定事項をふまえ、現在の7町村の庁舎を有効活用した事務組織及び機構とする。なお、具体的な事務組織・機構の編成については合併準備室（仮称）で行う。

(2) その他の附属機関の取扱いについては

- ①7町村とも設置されているものについては、原則として統合する。
- ②1町村のみに設置されているものについては、法令に基づくものや地域の特殊事情等を考慮し合併までに調整する。
- ③複数町村に設置されているものについては、新市において速やかに調整する。
- ④委員数、任期、報酬額等は現行の制度をもとに調整する。

### 協議第17号 一部事務組合等の取扱いについて（その1）「協定項目第15-1号」

一部事務組合等の取り扱い（その1）については、次のとおりとする。

- ①大分県町村職員退職手当組合については、合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に新たに加入する。
- ②大分県消防補償等組合については、合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に新たに加入する。
- ③大分県町村交通災害共済組合については、合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に新たに加入する。
- ④大分県市町村会館管理組合については、合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に新たに加入する。
- ⑤公平委員会については、新市において設置するか他の団体に事務委託するか合併までに調整する。

### 協議第19号 介護保険事業の取扱いについて「協定項目第25号」

- ①第1号被保険者の保険料については、新市において定める。ただし、第2期介護保険事業計画期間の保険料は、従前のとおりとする。
- ②普通徴収の納期については、国保税の納期と同一とする。
- ③介護保険事業計画については、新市において新たに策定するものとする。ただし、第2期介護保険事業計画期間については旧町村の計画を調整し運用する。
- ④介護認定審査会の設置及び運営は、合併時において新たに統一する。

### 協議第20号 衛生事業の取扱いについて「協定項目第30号」

- ①し尿処理については、基本的に現行のとおりとする。
- ②墓地等の経営許可等については、現行のとおりとする。
- ③葬祭場については、合併時までに調整し新市において効率的な運営を図る。
- ④狂犬病予防に関する業務については、現行のとおりとする。

### 協議第21号 環境対策事業の取扱いについて「協定項目第40号」

- ①ごみの分別・収集については、基本的に現行のとおりとする。
- ②環境対策の各種制度等については、新たなものとして合併時までに調整する。ただし、調整のできないものについては、新市において調整する。

### 協議第22号 社会福祉協議会の取扱いについて（その1）「協定項目第49-1号」

社会福祉協議会については、それぞれの事情を尊重しながら、合併時に統合に向けて調整に努める。

### 協議第23号 学校教育事業の取扱いについて（その1）「協定項目第46-1号」

- ①小学校や中学校の通学区域の取扱いについては、当分の間現行どおりとする。ただし、新市において通学区域の検討を行う。
- ②学校給食の取扱いについては、次のとおりとする。  
〔調理場の建設〕調理場の建設については、著しく老朽化している調理場もあり、統合等も考慮しながら早急に検討する。  
〔献立と給食費の調整〕献立や給食費については、合併時までに調整する。  
〔給食方式の統一〕公会計を基本に調整する。

### 協議第24号 新市の名称について「協定項目第3-2号」

新市名の募集要領について 別紙（省略）のとおり

# 新しい市の名称を募集します

## 新市名称の募集要領

- ① 周知の方法について 協議会だより、ホームページ、町村広報紙、新聞、ラジオ等
- ② 募集期間について 平成16年2月1日(日)～3月31日(水)
- ③ 募集方法について 官製はがき、FAX、電子メール、応募用紙(各町村役場等に配布)
- ④ 応募資格について (1)年齢制限なし (2)居住地制限なし (3)1人1点の応募に限る
- ⑤ 名前の表し方について 漢字名(ふりがな明記)、ひらがな名、カタカナ名を問わない。また、その組み合わせも自由とする。
- ⑥ 応募記載の内容について 新市の名称、命名の理由、郵便番号、住所、氏名、年齢、電話番号
- ⑦ 応募上の注意事項について 現在の7町村の名称の単独使用不可
- ⑧ 懸賞等について ◇名付け親賞……1名(採用した名前の応募が複数の場合は抽選)10万円相当の商品券  
◇特別賞(上記抽選にもれた者も含む)……10名以内 1人1万円相当の商品券
- ⑨ 提出先について ■官製はがきの場合……大野郡5町2村合併事務局 新市の名称募集係まで  
〒879-7152 大野郡三重町大字百枝1086番地の35 大原総合体育館2階  
■応募用紙の場合……7町村役場 合併担当課及び役場窓口  
■FAXの場合……0974-26-4148(大野郡5町2村合併協議会事務局)  
■電子メールの場合……大野郡5町2村合併協議会ホームページ  
(<http://www.ohnogun-gappei.jp/>)

## 選定の基準について

- ① 地域をイメージでき、特長を表す名称。
- ② 地域の歴史、文化にちなんだ名称。
- ③ 対外的にアピールでき、知名度の向上が期待できる名称。
- ④ 新市のビジョンや地域住民の理想・願いにちなんだ名称。
- ⑤ 新市として希望が持て、発展を願う名称。
- ⑥ その他新市にふさわしい名称。

## 発表について

大野郡5町2村合併協議会(小委員会を含む)での選考の経過及び結果を合併協議会だより、ホームページ及び5町2村の広報紙にてお知らせします。

## その他

応募された作品の権利は、大野郡5町2村合併協議会を構成する三重町、清川村、緒方町、朝地町、大野町、千歳村及び犬飼町に帰属します。

## 【継続となった協定項目】

### 協議第13号 財産の取扱いについて「協定項目第5号」

- ① 5町2村の所有する財産、公の施設及び債務はすべて新市に引き継ぐ。なお、合併までの残された期間、新市の財政運営を展望し適正な財政執行に努めるとともに基金の活用については、最少限にとどめ、必要な保有額の確保に努める。
- ② 大野郡5町2村が所有する山林については、すべて新市に引き継ぐ。なお、関係町村が締結している分収林契約についても新市に引き継ぐものとする。

○基金については、抽象すぎるので、基準を示すべき。

○財政推計に基づき運用すれば、上記文言でいいのではないかと意見が分かれ、継続協議となりました。

### 協議第18号 国民健康保険事業の取扱いについて「協定項目第24号」

- ① 税率については、新市において統一する。ただし、具体的な税率は、合併直前の医療費の動向及び急激な負担増加の緩和を考慮して調整する。  
また、標準基礎課税総額の算定方式については、現行の四方式とする。
- ② 軽減制度については、現行のとおりとする。(均等割、世帯割の7割、5割、2割)
- ③ 納期については、新市において10期を基本に統一する。ただし、本算定実施時期については、7月とする。
- ④ 保険給付事業については、現行のとおりとする。
- ⑤ 葬祭費については、新市において統一する。
- ⑥ 財政調整基金については、新市に3カ年間の保険給付費(老人保健拠出金及び介護納付金を含む)の平均額の5%以上持ち寄ることとする。ただし、現存する基金については、保有に努めることとする。
- ⑦ 高額療養費貸付については、現行のとおりとする。
- ⑧ 保険証の交付月については、合併時に統一する。
- ⑨ 国民健康保険運営協議会については、新市において新たに設置する。

○委任払制度は合併準備室(仮称)で取り扱うものとする。

○しかし、国保税の格差があるので、新市で統一するのは、困難ではないか。不均一課税は考えられないだろうか?と意見が出され継続協議となりました。



## 【提案された協定項目】

### 協議第25号 行政区の取扱いについて「協定項目第21号」

行政区の取扱いについては、次のとおりとする。

- ①区長、駐在員、自治委員、連絡員等の行政連絡員制度、名称及び業務内容は合併時に統一する。
- ②行政区名の取扱いについては、同一名の場合は、旧町村名を行政区名の前につける。
- ③行政区の再編については、必要に応じて合併後調整する。

### 協議第26号 学校教育事業の取扱いについて（その2）「協定項目第46-2号」

- ①私立幼稚園就園奨励費補助金については、国の補助制度に基づき、新市に引き継ぐ。
- ②健康診断については、合併までに調整し、合併時に統一する。

### 協議第27号 社会教育事業の取扱いについて（その1）「協定項目第48 1号」

- ①公民館の設置については、三重町中央公民館を新市の中央公民館とし、その他の町村の中央公民館を地区公民館とする。  
なお、現在置かれている地区公民館については、生涯学習を推進する拠点として配置を含め新市において総合的に検討する。  
開館時間については現行のとおりとする。  
休館日については合併までに調整し合併時に統一する。
- ②成人式については、開催時期を8月とし、開催会場は エイトピアおおのとする。  
対象者の要件及び実施内容については、合併までに調整し合併時に統一する。

## 新市まちづくり委員会合同研修会を開催

1月16日（金）の一日をかけて、大野郡5町2村合併協議会関係町村の新市まちづくり委員会の合同研修会がありました。

午前9時から7町村の各施設を視察し、午後4時から三重町で「意見交換会」「交流会」を行いました。参加者は117人でした。

視察した施設は下記の施設です。

また、各町村から意見発表をいただきました。発表では「点である施設を線で結び、そして面にしましょう。」「一次産業関係が見られなかった」「大野郡5町2村は広い。」「中央部と端々の格差のない新市を作らねば・・・」「また、このような機会がほしい。」等の意見が出ました。



### 三重町（学校給食調理場）

- 特徴 フルドライシステム オール電化  
HACCPの導入（室温25度以下・湿度80%以下）  
空調 氷蓄熱ビル用マルチ方式（エコアイス）
- 建築期間 平成12年12月19日～平成13年7月16日
- 事業費 723,951,552円（調理器具費等含む）
- 面積 敷地面積 7,378㎡（延床面積 1,341.56㎡）
- 稼働年月日 平成13年9月3日
- 調理能力 2,200食（現在調理数 1,866食 H.15.5.1現在）
- 給食費 幼稚園 3,800円/月 210円/食  
小学校 3,900円/月 230円/食  
中学校 4,200円/月 250円/食

### 緒方町（緒方病院建設現場）

（平成16年4月1日開院予定）

病院は、昭和14年に農協の前身である産業組合診療所として開設、現在の地に昭和50年に新築移転しました。施設の老朽化及び非近代化が目につくようになったため、平成9年基本構想を策定し、保健・医療・福祉の包括医療を提供し、住民の健康と福祉を守る事を目的に新病院を建設する事になりました。

- 構造/鉄筋コンクリート造2階建て
- 規模/12,799㎡
- 工事費/5,050,100千円
- 病床数/一般病床104 長期療養型病床40  
感染症病床4 計148病床
- 診療科/内・外・整・脳外・皮・泌・産婦・眼・耳・リハ・小児・放射・麻酔 計13科

### 清川村（桃の木台団地）

- 背景 清川村では昭和40年以降過疎問題が顕在化し、人口流失が激しく村自体が活気と魅力を失いつつあった。このため過疎対策の一つとして分譲宅地の開発を進め生活環境の整備をすることにより過疎防止と住民福祉に寄与するため土地開発公社を設立した。
- 内容 50,000㎡の用地を取得し50区画を整備。平均坪単価320,000円の低価格で販売  
平成5年10月 清川村土地開発公社認可  
平成7年 用地取得  
平成8年 50区画 50,000㎡ 分譲地造成  
平成9年 売出開始
- 総事業費 331,162千円  
（県補助金 55,200千円）  
（起債 79,200千円）  
（一般財源 196,762千円）
- 事業効果 売出から約3年間で50区画すべてを販売し現在約44軒ほどが完成している。村外からの購入者が約半数近くおり、過疎化の歯止めとして、また新規定住の場として評価している。平成12年の国勢調査ではこの事業効果が数字として現れている。  
平成8年国調 2,625人 → 平成12年国調 2,521人  
減少率 96.03%

## 朝地町（朝地小・中学校建設現場）

教育環境の整備と、地域の特性を生かした教育の場づくりを目的に、平成13～15年度にかけて朝地小・中学校を建設する。（グラウンド、プール、中学校屋内運動場は16年度に整備）公立学校施設整備費国庫補助事業（55/100）による。町有林の杉、ヒノキを利用した木造平屋建ての校舎。



## 大野町（大野高校跡地）

平成14年3月すえをもって廃校となった県立大野高校（土地56,778㎡、建物24棟）の払い下げを受け、跡地利用について検討委員会で協議した結果 ①総合福祉センター施設 ②情報ネットワークセンター施設 ③交流拠点施設 ④公共施設等の複合施設を整備することになり、現在ケーブルセンター施設、教育委員会部局の整備を実施したところです。



## 千歳村（幸寿美術館）

いくら時代が変わろうと、いつまでも変わらない感動がここにあります。「幸寿美術館」と「ふるさと資料館」は、旧役場庁舎を利用した施設に作られた感動の発信地です。一階の「ふるさと資料館」は、村の各家々に眠っていた昔の農具や漁具、伝統芸能、埋蔵文化財などを展示。また、ひょうたん祭りの資料の展示もあり。2階の「幸寿美術館」は、全国で初めて千歳村出身の放浪画家・幸寿（ゆき・ひさし）氏の作品を展示している。代表作「狂女」シリーズをはじめ、独特の情念の世界が展開。日本のピカソとも言われる孤高の天才画家の、高度なエネルギーに圧倒されてしまいます。

## 犬飼町（リバーパーク犬飼）

大野川の雄大な河川空間を活用した公園「リバーパーク犬飼」。カヌー場をはじめ、アウトドアスポーツを志向する若者たちのアウトゾーン、サッカー場などを中心としたスポーツゾーン、家族連れやグループでも利用できるレクリエーションゾーンの3つのゾーンからなり、県内外各地から多くの人々に利用され喜ばれています。

また、地域高規格道路（中九州横断道路）の概要の説明も行われました。

## 大野郡5町2村の職員採用について（平成16年1月13日現在）

項目	町村名	三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村	犬飼町
職員定数		190人	69人	271人	75人	105人	54人	80人
職員実数		177人	68人	249人	71人	100人	50人	74人
15年度退職者数		5人	1人	8人	2人 <small>(平成15年4月1名/平成16年3月1名)</small>	5人	2人 <small>(うち1人は中途退職済み)</small>	4人
16年度採用予定数		0人	0人	2人(医師)	1人	1人	1人(幼稚園教諭)	0人
<small>(平成16年4月1日現在)</small> 職員実数(予定)		172人	67人	243人	70人	96人	49人	70人
16年度採用に至る経緯			平成13年7月に策定された緒方町国保総合病院マスタープランの「整備の必要性と基本方針」には、救急医療の充実及び疾病構造の変化に対応して脳神経外科を常設とする旨を計画しています。計画に基づき新病院の開院準備を進めているが、救急医療特に小児救急の充実を図るため、小児科医1名を増員し医師2名体制とし、更に急増している脳疾患に対処する脳神経外科を常設とするため、脳神経外科医1名を採用するものです。	朝地町においては、平成11年度より行政組織改革及び職員定数削減計画を策定し、平成15年度には72名の職員を平成15年度に削減する目標を掲げ、計画を実施してまいりました。平成14年度において、実情の職員数と条例定数との差が大きくなったため、平成15年3月議会において職員定数79名を75名に定数条例を改正した。そのような状況において、平成16年1月1日現在71名の職員で業務を遂行している。なお、平成16年度において、合併協議内容を考慮し、平成15年度2名の退職者に対し、1名の採用を行います。	職員採用については、将来にわたる適正な住民サービスと持続的な行政運営が求められることから、行政機構の改革を図りながら、職員数の減を図ることとして、退職者数を考慮し計画的に採用を実施してまいりました。16年度採用については、5名の退職者が考えられることから、申し合わせを交わす以前の7月に、若干名の職員を採用する案内をいたしました。ところが、5町2村で職員採用の自粛を申し合わせたのを、1名のみ採用を予定しているところでした。	千歳幼稚園では15年度で幼稚園教諭が1名退職します。千歳村として幼稚園教育の充実を維持するため幼稚園教諭1名を採用します。また、申し合わせ事項決定前に採用試験を実施済みであります。なお、一般行政職の退職補充は行いません。		

### ◆ 合併協議会は公開しています ◆

協議会は、1月から毎月2回開催で、関係町村持ち回りで開催します。都合により日程を変更することがありますので、傍聴をされる方は、事務局にご確認のうえお越しください。

協議会の予定

第8回協議会 … 1月29日(木) 午後1時30分  
場所/緒方町中央公民館

第9回協議会 … 2月12日(木) 午後1時30分  
場所/朝地町公民館

第10回協議会 … 2月26日(木) 午後1時30分  
場所/大野町中央公民館

## 編集・発行/大野郡5町2村合併協議会

〒879-7152 大分県大野郡三重町大字百枝1086番地の35(フレッシュランドみえ内)  
ホームページアドレス <http://www.ohnogun-gappei.jp> Eメール [info@ohnogun-gappei.jp](mailto:info@ohnogun-gappei.jp)  
TEL 0974-26-4139 FAX 0974-26-4148